

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年6月28日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程（平成6年岩手県教育委員会訓令第15号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後									
別表（第2条関係） 許認可等標準処理日数一覧表							別表（第2条関係） 許認可等標準処理日数一覧表									
区分	事務の名称	法令	標準 処理 日数	経 由 機 関		主管 課等	処 理 日 数	区分	事務の名称	法令	標準 処理 日数	経 由 機 関		主管 課等	処 理 日 数	
				経 由 日 数	経 由 日 数							経 由 日 数	経 由 日 数			
[略]							[略]									
教職 員	[略]							教職 員	[略]							
	2 教育職員 の免許状の 授与（特別 ）	教育職員免許 法第5条第3 項	[略]						2 教育職員 の免許状の 授与（特別 ）	教育職員免許 法第5条第2 項	[略]					
	3 教育職員 の免許状の 授与（臨時 ）	教育職員免許 法第5条第6 項	[略]						3 教育職員 の免許状の 授与（臨時 ）	教育職員免許 法第5条第5 項	[略]					
	4 [略]	[略]							4 [略]	[略]						
	5 教育職員 の免許状の 有効期間の 更新	教育職員免許 法第9条の2 第1項	20			教職 員課	20									
	6 教育職員 の免許状の 有効期間の 延長	教育職員免許 法第9条の2 第5項	20			教職 員課	20									
	7 [略]	[略]							5 [略]	[略]						
	8 教員資格 認定試験合	教育職員免許 法第16条の2	[略]						6 教員資格 認定試験合	教育職員免許 法第16条第1	[略]					

格者に対する普通免許状の授与	第1項				
9 [略]	[略]				
10 [略]	[略]				
11 旧免許状所持者の免許状更新講習の修了確認（修了確認期限を過ぎた者に対する確認を含む。）	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項	20		教職員課	20
12 旧免許状所持現職教員の免許状更新講習の修了確認期限の延期	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第4項	20		教職員課	20
13 旧免許状所持現職教員の免許状更新講習の免除の認定	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第5項括弧書	20		教職員課	20
[略]					

備考1～4 [略]

5 「旧免許状所持者」とは教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第1項に規定する旧免許状所持者をいい、「旧免許状所持現職教員」とは同条第2項に規定する旧免許状所持現職教員をいう。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

格者に対する普通免許状の授与	項	
7 [略]	[略]	
8 [略]	[略]	
[略]		

備考1～4 [略]